

研究紀要・年報

縄文の森から

From JOMON NO MORI

第2号

石清水型削器小考
桑波田 武志

南九州貝殻文系土器に見られる地域性について
黒川 忠広

田村式土器とその周辺 (覚書)
横手 浩二郎

上野原遺跡第10地点における石材選択について
八木澤 一郎

「成川式土器」の器種組成について (予察)
—杯形土器の様相を中心に—
相美 伊久雄

古代官衙の立地
—古代の官衙は、鹿児島ではどのようなところに置かれたか—
繁昌 正幸

鹿児島県における荘園遺跡研究の現状
中村 和美

鹿児島県における古代の鍛冶遺構について
川口 雅之

墨書土器の性格
—鹿児島を例として—
坂本 佳代子・岩澤 和徳・松田 朝由

鹿児島県における中世煮炊具の一様相
上床 真

島津本家における近世大名墓の形成と特質
松田 朝由

溝状遺構の一性格
東 和幸

《実践報告》 出土木製品保存処理の現状と課題
永濱 功治

平成14年度 埋文センター年報

鹿児島県立埋蔵文化財センター

2004. 3

『縄文の森から』第2号 目次

石清水型削器小考	桑波田武志 ……………	1
南九州貝殻文系土器に見られる地域性について	黒川 忠広 ……………	11
田村式土器とその周辺（覚書）	横手浩二郎 ……………	19
上野原遺跡第10地点における石材選択について	八木澤一郎 ……………	23
「成川式土器」の器種組成について（予察）	相美伊久雄 ……………	29
古代官衙の立地	繁昌 正幸 ……………	37
鹿児島県における荘園遺跡研究の現状	中村 和美 ……………	55
鹿児島県における古代の鍛冶遺構について	川口 雅之 ……………	63
墨書土器の性格	坂本佳代子・岩澤和徳・松田朝由 ……………	71
鹿児島県における中世煮炊具の様相	上床 真 ……………	81
島津本家における近世大名墓の形成と特質	松田 朝由 ……………	91
溝状遺構の一性格	東 和幸 ……………	109
《実践報告》出土木製品保存処理の現状と課題	永濱 功治 ……………	117
平成14年度 年報 ……………		121

研究紀要

古代官衙の立地

—古代の官衙は、鹿児島ではどのようなところに置かれたか—

繁 昌 正 幸

The Location of an Ancient Government Office —In a Case of Kagoshima—

Hanjo Masayuki

要旨

律令制が施行された古代において、各国の国府のほか、発掘調査の行なわれた郡衙、それに該期に南九州と共に律令政府の蛮夷政策の矢面に立たされた東北地方の城柵についてその立地を調べてみると、全体的に見て、ある程度の傾向性があるように思われる。それは、蛮夷を律令制に取り込むために、付かず離れずといった丘陵や台地の端または微高地にあつて人民支配を行なっていたと考えられるのである。シラスの上に乗る本県は、生産という点から見ると非常に貧相な土地である。その中で、耕地に適した土地以外で官衙の立地を探すとすると、極めて限定された地形の場所になってくる。そして、それらは地名として特徴的な名前がついている。また、本県はその時期、多くの郡と郷に分かれていた。地形や地名を頼りとして、郡郷の比定を試みる。

キーワード：古代（律令期）、南九州、官衙、蛮夷、比高差、地名

1. はじめに

律令制が施行された古代においては、国一郡一郷（里）という形で国家が治められていた。それは、南九州の地も例外ではなかった。ただ当初、東北地方と同様に“まつろわぬ民”として蛮視され、最終的に国の統一という名のもとに征服された結果、律令の民となったことを除いては、である。

律令制が実施されたこの地には、薩摩国と大隅国の二国（一時、多禰国も）が置かれ、さらにそれぞれの下に郡、そして郷（里）が置かれて治められていた。薩摩・大隅両国の国府はそれぞれ川内市と国分市にあったことは判明している（国立歴史民俗博物館 1986, 1989）。しかし、薩摩国府跡で極めて狭い範囲の調査が行なわれた以外は（鹿児島県教育委員会 1975）、まとまった計画的な発掘調査が行なわれていないため、その規模や内容などは全くといっていいほどわかっていない。ましてや、郡衙や郷家についてはその所在地すらもわからないというのが実情である。また、“まつろわぬ民”であった南九州のこの地の人々を律令制に取り込もうとする戦いの際に築かれたとされる城柵の跡も全くわかっていないのである。

ただ、近年増加してきた発掘調査を全国的な官衙の調査の成果をも含めて検討することによって、一部で郡衙などの官衙と思われる遺跡が確認されており、ほとんどわかっていなかった本地域の官衙について解明の可能性が出て

き始めているといえる。

ここでは、まず、大宰府管内の国府を中心に全国の国府を調べることによって、律令政府がどのような場所に国を経営する拠点を設けたのか、その立地について考えてみたい。次に、本県において郡衙ではないかと考えられている遺跡について、他地域で郡衙と判明あるいは推定されている遺跡を参考にしながら、立地を中心に考えてみたい。郡衙も律令政府が国府を通して直接的に人民を支配する系統の一翼を担っていることは明白だからである。

ところで、東北地方には律令制に取り込むための前線基地として城柵が多く設けられた。しかし、これらの城柵については、従来考えられていた軍事力を背景にして人民を支配するための前線基地としての性格ではなく、郡衙など役所としての性格が多く比重を占めていたことがわかってきている（工藤 1989 ほか）。これは、これまでの戦いの前線基地という性格づけから脱却し、地方支配のための役所としての性格づけがなされてきたことを物語っている。ここ、南九州にも城柵の置かれていたことが史書に残っている。律令制に取り込もうとする政府に対して、多くの抵抗が長期間にわたって繰り広げられてきた東北地方でさえ、郡衙としての機能が優先された城柵であったわけである。それに比べて二国の分立が早い時期になされ、東北地方に比べて抵抗の期間が短かった南九州では、設置されたとされる城柵にも役所としての機能が与えられたこ

道	国内	地形	河川等との関係	港津との関係	備考			
畿内	山背	段丘	木津川溪口部右岸		内陸			
	大和	低地	高取川溪口部右岸		内陸			
	河内	低地	大和川溪口部左岸		内陸			
	和泉	低地	大津川溪口部右岸					
	摂津	丘陵	百済川下流左岸					
東海道	伊賀	低地	柘植川中流左岸	国府湊	内陸			
	伊勢	段丘	鈴鹿川溪口部左岸					
	志摩	海岸段丘	海岸	下流 馬津	内陸			
	尾張	自然堤防	三宅川中流右岸					
	参河	自然堤防	音羽川溪口部左岸					
	遠江	段丘	湯湖今ノ浦	下流 江尻				
	駿河	低地	巴川源流					
	伊豆	火山麓	境川源流	狩野川 沼津				
	甲斐	扇状地端	笛吹川中流右岸	森戸川河口 国府津				
	相模	丘陵	小海沼					
	安房	浜堤	平久里川中流右岸	河口 湊				
	上総	低地	養老川中流右岸	河口 出津				
	下総	段丘	太日(江戸)川下流左岸	真間 入江				
常陸	段丘	恋瀬川下流左岸	河口「高浜」					
東山道	近江	段丘	瀬田川左岸	舟入 久保江		内陸		
	美濃	扇状地端	相川中流左岸		内陸			
	飛騨	低地	宮川上流左岸		内陸			
	信濃	段丘	千曲川上流右岸		内陸			
	上野	火山麓	利根川上流右岸		内陸			
	武蔵	段丘	多摩川中流左岸		内陸			
	下野	低地	思川中流右岸		内陸			
北陸道	陸奥	丘陵	市川中流左岸	陸道 塩籠香津				
	出羽	丘陵	雄物川下流右岸					
	若狭	低地	北川中流左岸	下流 府中				
畿内	越前	低地	日野川溪口部左岸	河口三国港、陸路河野浦				
	加賀	段丘	梯川中流右岸	河口 安宅				
	能登	低地	御祓川中流右岸	河口 加嶋津・府中				
	越中	段丘	小矢部川・庄川河口左岸	互理湊				
	越後	低地	関川中流右岸	河口 直江津・府中				
	佐渡	山麓	国府川下流左岸		島嶼			
	山陰道	丹波	段丘	大堰川中流右岸	今津	内陸		
丹後		扇状地	海岸					
但馬		低地	円山川中流左岸	河口 氣比				
因幡		低地	袋川中流左岸	千代川河口 江津				
伯耆		段丘	国府川中流左岸	天神川河口 橋津				
出雲		低地	意宇川中流左岸					
石見		海岸段丘	下府川下流右岸					
隠岐		丘陵	海岸	大津			島嶼	
山陽道		播磨	低地	市川中流右岸			河口「飾磨江川」	内陸
		美作	段丘	吉井川上流左岸			陸路「方上津」	
	備前	低地	旭川下流左岸					
	備中	段丘	足守川中流右岸					
	備後	低地	高屋川中流	芦田川下流「深津」				
	安芸	低地	中川上流右岸	黒瀬川・陸路安芸津町三津				
南海道	周防	海岸平野	海岸	「舟所」久保江				
	長門	段丘	海岸					
	紀伊	段丘	紀ノ川中流右岸	三原川河口 湊	島嶼			
	淡路	扇状地	大日川中流右岸					
	阿波	低地	吉野川中流右岸					
讃岐	山麓	綾川溪口部左岸	陸路「松山客館・津頭客館」					
伊予	低地	龍登川中流左岸						
西海道	土佐	段丘	国分川中流右岸	陸路「大津」				
	筑前	山麓	御笠川上流右岸	河口 博多津	島嶼			
	筑後	段丘	筑後川中流左岸					
	豊前	段丘	祓川中流左岸	下流 今井津				
	豊後	段丘	大分川中流左岸	龍頭舟入 対岸津守				
	肥前	自然堤防	嘉瀬川溪口部左岸	下流「嘉瀬津」				
	肥後	自然堤防	江津湖	加勢川・緑川河口 網津				
	日向	段丘	一ツ瀬川中流右岸					
	大隅	段丘	天龍川中流左岸	天降川旧河道下流 湊				
	多福	段丘	海岸	河口 網津				
薩摩	段丘	川内河中流右岸						
豊後	丘陵	幡鉢川中流右岸						
対馬	谷底	海岸		島嶼				

(『国立歴史民俗博物館研究報告 第20集』1989の) 木下 良「国府の立地」掲載の表を改変

第1表 国府の立地

道	国の位置			国府の立地										河川等との位置関係								河口の施設との関係				
	臨海	内陸	島嶼	海岸平野	海岸段丘	低地	段丘	扇状地端	丘陵	山麓	自然堤防	浜堤	谷底	海岸	湖沼	溪口部		下流		中流		上流		源流	津・湊が所在する	
																左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸			
畿内	2	3				3	1		1							1	3	1							0	
東海道	12	2			1	3	4	1	1	1	2	1		1	1	2		2	1		4			2	9	
東山道	3	6				2	3	1	2	1								1	1	3	1	1	2		2	
北陸道	6		1			4	2									2		1		1		3			6	
山陰道	6	1	1		1	3	2	1	1					2				1		4					5	
山陽道	7	1		1		4	3							2				1		1	2		1		5	
南海道	6					2	2	1		1						1				1		4			3	
西海道	9		3				7		1	1	2		1	2	1	1				4		3			7	
計	51	13	5	1	2	21	24	4	6	5	4	1	1	7	2	7	3	6	2	14	1	17	1	3	2	37

第2表 国府の立地データ

とは想像に難くない。その視点から考えるとき、東北地方の城柵を参考にして立地を想定することは意義があると思われるのである。

南九州では史書によれば国内の要害の地に城柵が置かれたと記されている（宇治谷訳 1992）。どれだけの数の城柵が置かれたのか、また、どの程度の規模だったのか詳細は記されておらず、不詳と言わざるをえない。ただ、この地の人々が律令政府に降ったのちには、薩摩・大隅両国には多数の郡や郷が置かれたことからすると（池邊 1981）、かつて城柵が置かれたところが郡衙あるいは郷家となつて行ったと考えることもできるかもしれない。それほど二国の郡衙と郷家の数は多いといえるのである。本県での郡衙といわれる遺跡はそれほど多く確認されているわけではない。全国の国府や郡衙推定地の立地から本県の郡衙や郷家の立地を推定し、それらの比定をも行なってみたい。

2. 国府の立地

（1）国府の地理的位置

まず、国府の地理的位置について考えてみよう。8世紀における国の数は69である（国立歴史民族博物館）。そのほとんどの51か国が海に面しており、湖に面した国はあるものの海に面しない内陸が13か国、島嶼が5か国となり¹⁾、圧倒的に臨海の国が多いといえよう。これは、交通手段としての海上交通を考えると、陸上交通のみの交通体系に比べると利便性に幅ができるという意味で重要なことと考えられる。まさに、周囲を海に囲まれた国ならではの。島嶼との往来は海上交通によって行なわれるわけであり、その意味からも臨海の国がほとんどであるということは、それら島嶼との行き来も可能だったということである。

そうなると、問題は海上交通の考えられない内陸の国である。しかし、これらの国においても船の利用のあったことがわかっている。それは、河川を通じての水上交通によって海とつながっていたということである。例えば、外国の使節などが北九州博多の地から当時の都、平城京などに赴く場合、船によって瀬戸内海を航行し、難波に到着後はそのまま、あるいは小型の船に乗り換えて淀川を遡って山城国の山崎津などに至り、さらに川を遡って行ったことが記録として残されている。その際、船を櫓で漕ぐことができなくなったときには、川の両側から引っ張って行ったという。そうした航行が可能だったために、内陸の国の多い畿内でも船による交通が行われていたのである。

（2）国府の立地

それでは次に、国府の立地を見てみよう（第1表参照）。段丘24か国、低地21か国が圧倒的に多いことから、国府は基本的に段丘上か低地に設置されていたことがわかる。低地は人民が居住する地域に近く、そのため彼らを支配す

るのに都合が良かったと考えられる。また、段丘という立地は、彼らを見下ろして、かつ近寄りやすい存在と思わせる位置にあると言えよう。段丘に類似した立地として丘陵があるが、これは段丘よりも高いことから、隔絶した支配の場所と言えるかもしれない。

ほかの立地として山麓や扇状地端、自然堤防があるが、これらには段丘や丘陵のような隔絶感は感じられない。山に囲まれた地形のため、水の得やすい場所として山麓や扇状地の端のような湧水の近くを選ぶはずであり、そこには一般住民も居住していたはずである。また、逆に水害の起こりやすい河川の周辺も施設を守るために自然堤防といった安全な場所に住民と共に生活していたと考えられるのである。低地と同様、人民支配を容易にする場所ととらえられる。また、海岸部においては海岸平野と海岸段丘での立地が見られるが、前者は低地と同様に、また後者は段丘と同様な思想に基づくものと考えられる。

次に河川等との関係を見てみよう。国府が海岸に面して立地している国が7か国、湖沼に面する国が2か国となっており、それ以外は河川との関わりを持って設置されていると考えられる。溪口部が10か国ある。右岸と左岸との設位置の違いは、海岸に向かっての地形や陸上交通としての道の取りつき方、川の流路から判断して設けられたと考えられる津や渡河点の位置、それに全体的な地形などといった事項を、それこそ総合的に勘案して決定されていたであろう。これは、河川に隣接したすべての国府の立地にも当てはまることであろう。

下流が8か国、中流は32か国と最も多い。上流は4か国で、源流に位置する国も2か国ある。また、河口に津や湊の所在する国が37か国あり、国府の外港として設置されたり、市（いち）との関係から国府近くに設けられたと考えられる。

（3）西海道の国府

ここで、大宰府管内の西海道諸国の国府について見てみると、筑前国（大宰府）が朝鮮式山城の一つといわれる大野城を有する山麓にあるほかは、肥前国と肥後国が自然堤防上にあり、それ以外の6か国は段丘上に位置する。また、筑前国が御笠川の上流に位置するほかは中流または下流に位置しており、さらに、下流あるいは河口には多くの場合、津が存在する。つまり、近くに河川を持ち、その下流域か河口には大きな港があつて海路が使えるということである。

下流または河口に津の所在しない筑後国と豊後国、それに日向国の3国も国府からそれほど遠くないところを小川が流れており、国府所在地から河口までの距離もそれほどではない。ただ、その河川を伝って船を使って国府に至ることができないというだけである。逆に言えば、筑後

国を始めとする3国以外は、すべて近くを流れる河川を使って船で国府近くまで航行することが割合に可能だということである。肥前国や肥後国の場合は、溪口部や江津湖近くに位置することから水上交通の利用は極めて容易と言えよう。

(4) 薩摩国の国府

以上を参考にして薩摩国と大隅国の場合について考えてみたい。薩摩国の場合は川内川を遡ることおよそ11kmで国府に至るが、船の航行は極めて容易である。現在は鶴田ダムができたためにそれ以上の遡航は不可能になってしまったが、ダムの完成以前は宮之城までは確実に船が上がっていたと言われているし(山下1986)、さらに宮之城と大口の間には税として納められる米を積んだ船が明治頃までは通行していたことが記録に残されているのである。網津という港が国府の湊として設置されていたことは事実であろうが、それに頼るまでもなく国府のすぐ前にはある程度大型の船が行き来することは可能であった。それを証明するように川内市内には唐人町という地名が残されている(平田1997)。どの時代まで遡るかは不明であるものの、以前から中国との交易が行なわれ、彼の地の人々が実際にそこで生活していたことを表していると言われている。

現在、国府の想定地は川内川から400mほど離れている。川の両岸は度重なる洪水の被害を受けたため、それに対応する手段として高い堤防が築かれている。堤防の脇には水田が広がっているが、堤防近くではほとんどの水田が河川の水面より低くなっている。そんな中であって国府の段丘と川内川との中間には大島という地名が残っている。ここは、地形的に周辺からは一段高い場所に位置しており、洪水に遭ったとしてもその名のおおきな島として冠水しない地域だったと考えられる。それは、近年の九州新幹線鹿児島ルート建設に伴う発掘調査で数多くの住居からなる集落が発見されたことから裏付けられた²⁾。しかも、この集落は直接的、間接的に薩摩国府と関係を持つものと考えられているのである。つまり、律令期に移住させられた柵戸という性格も考えられる肥後国からの移民、または国府を擁護し、維持する目的を持った官人達の集落との推定も成り立つ性格の場所なのである。

大島と低地を挟んで河岸段丘があり、その段丘上に国府が置かれている。周辺の低地との比高差は約8m、安定した場所である。地形的に緩やかに南へ傾斜しており、天子は南面するという、天帝が庶民を治める場所になった土地なのである。

国府は北東にある天神池とそれに隣接する西側の小尾根の付け根から南に展開する。方八町ほどの国府域が推定されている(鹿児島県教育委員会1975)。国庁は標高15

m程の等高線から北側の尾根に至る地域のほぼ中央に、南西および南、南東の三方から迫り込んだ部分の安定した場所に想定されている。平城京や大宰府のような整った四角形に区画された場所ではないが、南東側の水田から見上げるような段丘上に位置している。この国府城のほぼ中央を南北に一直線に延びている道が見られることから、ここが国府域の中央ラインとして推定されている。川内高校の西の端までを国府域に想定していることから、この距離を東側に反転させたところが東の端ということになる。この東の端の線に沿ってさらに東側に張り出した方二町の区域が国分寺の寺域となっている。つまり、国府と国分寺という国の中核がこのエリアに凝縮されているのである。

現在は建物が立て込んでいるため国道3号線から国府域を窺うことはできないが、当時は5~8mの比高差のある段丘上に、おそらく葺きだったであろう国庁の主要な建物や国分寺などが威圧感をもって眺望されたのであろう。

(5) 大隅国の国府

次に大隅国の場合であるが、鹿児島湾岸からおおよそ4km内陸の手籠川の流域近くに国府が想定されている。手籠川は近世になって川筋を替えられて現在に至っているが、本来は現在の国分市街地を斜めに通って水戸橋の辺りに注いでいたとされる。当時の川幅がどれだけあったか記録が残されていないため厳密には明確でないが、一般的な船なら割合に楽に遡上できたのではないかと考えられる。また小さな船であれば、さらに国府の北側まで進むことは不可能ではなかったと思われる。そうすると、川から国府域まではほとんど距離がないということになるのである。

国分市街地にも唐人町という地名が残っている。鹿児島湾奥のこの地もいつの時代からか特定はできないが、中国との交易が行なわれて、彼の地の人々が住まっていたのである。

大隅国府は隼人七城の一つといわれる姫城の南側に位置し(中村1978)、その尾根の連なりの高い部分が段丘となって残ったところを中心に設置されている。西および南側からは比高差が7、8m程度であり、薩摩国府と同様に一段高く見上げる感じとなる。

発掘調査が行なわれていないため全容を知るすべはないが、それでも北東に位置している向花小学校の北を流れる川を北の端とし、守公神社付近を含む周辺より高い地域を国府域の中心地として南側に緩やかに傾斜しており、天子は南面するという当時の思想にかなった土地といえる。守公神社の境内からは数多くの土師器などが確認されている。また、向花小学校からはかつて土坑墓が見つかっており、大隅国に派遣され、この地で死を迎えた国司の墓であろうと考えられている(国分郷土誌編さん委員会1973)。

国名	郡名	遺跡名	立地	比高差 m	形状	時期	備考		
陸奥	賀美	東山	低丘陵上	18	不整形	8C前半～10C前半	他所に移転か		
	玉造	名生館	段丘上	10	方形	8C初頭～9C後半			
	名取	仙台郡山	沖積地	2	正方形	7C末～8C初頭			
	伊具	角田郡山	自然堤防上	5	不整	8C前半～9C初頭			
	亘理	三十三間堂	丘陵上	30	不整	9C初頭～10C前半			
	安達	郡山台	丘陵上	10	不整?	10C前半～10C中頃		906年建郡	
	安積	清水台	高位段丘面	15	不整	8C前半～9C末			
	白河	関和久	段丘上	5	不整形	8C初頭～10C前半			
	標葉	郡山五番				8C前半～10C初頭			
	磐城	根岸	低丘陵上	20	方形	8C前半～9C後半			
	菊多	郡				8C前半～9C中頃		653年立評	
	牡鹿	赤井	浜堤上	2	方形				
	出羽	置賜	大浦遺跡群			8C中頃～9C前半		718年建郡	
	上野	新田	天良七堂	段丘上	2	不整			
		新田	入谷	扇状地端	10	不整形		8C前半～12C初頭	
	下野	那須	梅曾	段丘上	5	不整形		8C前半～9C前半	
		芳賀	堂法田	低台地上	10	不整		8C中頃～9C前半	
		芳賀	中村	沖積微高地	2	不整形		9C初頭～9C末	塔法から移転か
		足利	国府野	段丘上		不整		8C初頭～9C中頃	
寒川		千駄塚浅間	台地上	2	不整				
河内		上神主・茂原	段丘上	8	不整	7C後半～8C末			
河内		多功	段丘上	5	不整	8C前半～10C頃			
武蔵		榛沢	中宿	台地上	7	不整形?	8C初頭～8C終末		
		豊島	御殿前	台地端	10	不整形	7C後半～9C末		
		都筑	長者原	舌状丘陵上	15	不整	7C後半～9C末		
幡羅	幡羅	段丘上	2	不整	7C末～				
信濃	伊那	恒川			8C前半～9C中頃				
美濃	武義	弥勒寺東	段丘上	10	不整形				
近江	栗太	岡	沖積低地	5	不整形	7C後半～9C後半			
	神崎	大郡							
常陸	新治	古郡	台地上	5	方形?	8C中頃～9C前半	先後に移転あり?		
	筑波	平沢	台地上	5	方形	8C中頃～8C終末	817年正倉火災		
上総	鹿島	神野向	段丘上	22	不整形	8C初頭～10C初頭			
	武射	嶋戸東	段丘上	5	方形	8C初頭～9C前半			
下総	殖生	大畑 I	台地上	20	不整	7C終末～8C終末			
	相馬	日秀西	台地上	8	方形?	8C初頭～9C前半			
相模	鎌倉	今小路西			8C前半～10C前半				
駿河	益頭	郡	沖積微高地	3	不整?	8C初頭～9C中頃			
	志太	御子ヶ谷	低位段丘面	5	不整形?	8C前半～9C後半	益頭郡から分割?		
遠江	敷智	城山・伊場	低位段丘面	5	不整	7C後半～9C末			

国名	郡名	遺跡名	立地	比高差 m	形状	時期	備考	
三河	渥美	市道	沖積低地	2	不整形	8C中頃～9C末		
	伊勢	河曲	狐塚	台地上	20	不整		
越前	丹生	高森						
山城	久世	正道	台地性丘陵上	10	方形	7C後半～9C前半		
	葛野	花園				8C中頃～8C後半	?他所から移転?	
河内	安宿	円明				8C前半～9C前半		
	摂津	嶋上	沖積地	5	不整?	8C前半～9C末		
丹波	何鹿	青野南						
	播磨	明石	吉田南			8C中頃～9C前半	他所から移転?	
	因幡	八上	万代寺	段丘上	10	不整形	8C初頭～9C前半	
	伯耆	八橋	大高野	河谷平野	20	方形?	8C初頭～9C前半	
美作	英田	高本				8C前半～9C前半		
	勝田	勝間田・平				7C末～9C末		
備中	久米	宮尾				8C初頭～9C中頃		
	英賀	小殿				8C初頭～8C後半	?	
備後	三次	下本谷	低丘陵上	20	方形	8C初頭～9C後半		
	伊予	久米	久米高畑	舌状台地端	10	不整形?	7C後半～8C	他所に移転か
筑後	御原	小郡	低台地上	5	方形	8C後半～9C末		
	御原	下高橋	低位段丘上	10	方形			
豊前	三瀨	道蔵	低丘陵上	3	方形?	8C後半～9C前半		
	上毛	大ノ瀬下大坪	低位段丘上	10	方形	8C中頃～9C初頭		
豊後	宇佐	別府	自然堤防上	10	方形?			
	海部	中安	丘陵上	20	不整形	7C後半～8C後半		
肥前	下毛	長者屋敷	低丘陵上	10		8C中頃～10C		
	大分	羽屋・井戸	沖積低地上	8	方形?			
肥後	神崎	百野ヶ原遺跡群	独立丘陵上	15	不整	8C ~10C		
	神崎	具都竹原遺跡群						
薩摩	玉名	立願寺	丘陵上	10	不整?	8C中頃～9C中頃		
	託麻	神水	台地下位面	3	方形?	8C後半～8C末		
阿多	託麻	渡鹿	台地下位面	5	不整	7C後半～8C前半		
	阿多	西ノ平	段丘上	10	不整形			
大隅	小中原	段丘上	18	方形?				
	揖宿	橋牟礼川	低丘陵末端	3	不整			
鹿兒島	一之宮	低位段丘面	5	方形?				
	小瀬戸	低位段丘面	3	不整				
桑原	山神	丘陵上	20	不整				

第3表 郡衙の立地

道	1.地形											
	沖積地	自然堤防	扇状地	低位段丘	段丘	高位段丘	低丘陵	丘陵	低台地	台地	浜堤	河谷平野
東山道	3	1	1	1	9	1	2	3	1	3	1	
東海道	2			2	2						5	
北陸道								1				
畿内												
山陰道					1							1
山陽道							1					
南海道										1		
西海道	1	1		4	2		3	4	3			
計	6	2	1	7	14	1	6	8	4	9	1	1
合計	9			22			14			13		2

道	2.比高差				3.遺跡(官衙城)の形状							
	0~9m	10m台	20m台	30m台	道	方形	方形?	不整形	不整形?	不整	不整?	
東山道	13	9	1	1	東山道	4		8	1	11		
東海道	8		3		東海道	2	2	2	1	3		
北陸道					北陸道							
畿内	1	1			畿内	1					1	
山陰道		1	1		山陰道		1	1				
山陽道			1		山陽道	1						
南海道		1			南海道				1			
西海道	8	8	2		西海道	3	6	2		5	1	
計	30	20	8	1	計	11	9	13	3	19	2	
合計	20				16				21			

第4表 郡衙の立地データ

2 郡衙の立地

(1) 全国的な傾向

次に郡衙を見てみよう。第3～5表は郡衙の立地についてまとめたものである³⁾。不完全なところもあるが、一般的な立地の傾向を探るものとはいえよう。国府とは異なり、国を分割して割り当てられた郡であることから、役所を設置するに際して地形的な制約が国府よりも大きいことは事実であろう。

郡衙の立地する場所としては段丘が22か所と最も多く、次いで丘陵、台地、沖積地などと続く。段丘の中でも高位の段丘は1か所と少なく、低位段丘とそれよりも高い一般的な段丘(中位段丘)がそのほとんどを占めている。丘陵の場合も低丘陵の6か所に対して、それよりも高い丘陵はやや多い8か所である。これらのことからいえることは、水田に近接した一般庶民が居住するところよりも、支配のために彼らとは隔絶した場所に設けられているということがいえる。

低地である沖積地については、国全体が東海道や東山道などの関東平野や仙台平野、近江盆地などのように、地形全体として低平な地域であることによっていると考えられる。国府と比べると、低地に置かれた郡衙は少ないといえよう。つまり、人民を直接支配する立場にあるために、着かず離れずの場所に役所を設置することに否定的だったのではないかと考えられるのである。

比高差を見ると、高低差の小さな郡衙が30か所と最も多く、次いで中位の20か所、中高位の8か所と急激に減少している。このことからいえることは、一般の集落からは離れて位置するものの、極端に離れすぎること避けている様子が窺える。それは、一般集落からはある程度隔絶はしているものの、それほどの距離は持っていないということであろう。つまり、一般よりは高い場所で庶民を見下ろしつつ治め、一般民衆からは見上げられる存在として国の出先である郡衙あるいは郡というものを強く意識させる程度に隔絶した世界を形づくっていたのではないかと考えられる。民衆から遠く、高く離れて治めるのではない、ある程度の威圧感をもって治めるという立地ではなかったのだろうか。

官衙域の形状については、発掘調査が完全に終了している遺跡がほとんどないことから、確認調査やある程度の広がりをもつ調査などによって判明している部分でしか把握できないためはっきりしたものは少ない。方形が20か所、不整形16か所、不整形が21か所というようにきわめて拮抗しているということがいえるようである。不整形が最も多いとはいえ、不整形なものも含めて方形を手本あるいは意識しているものが多いということはいえるようである。

このことから、官衙としての国の威光を受けて、厳格な

支配体制やその意志といったようなものを形として庶民に意識させるために採られたプランであるように思われるのである。これらの施設は、彼らの住まいのような平地式の貧相な建物とは大きく異なり、広大な敷地には塀が巡らされており、「コ」または「ロ」の字形の整然とした建物がそびえ立ち、威圧感のある官司が睨みを効かせているという情景が展開していたと考えられる。そのため、郡、ひては国の絶大な力を感じ取らざるを得なかったのではないかとと思われるのである。

(2) 西海道の郡衙

ここで、西海道諸国の郡衙について見てみたい。

筑後国の御原郡衙として著名な小郡市の小郡遺跡は、比高差5mほどの低台地上にあって、官衙域は方形をしている(山中1994)。西鉄小郡駅の側にあり、史跡公園となっているが、その規模の大きさと整然とした建物の配置は圧倒させられるものである。豊後国の海部郡衙とされる大分市の中安遺跡は比高差20mほどの丘陵にあり、官衙域は不整形である(大分県考古学会2000)。肥前国の神崎郡衙とされる吉野ヶ里遺跡群は15mほどの比高差の独立丘陵上に立地し、官衙域は不整形である(大分県考古学会2000)。肥後国の託麻郡衙とされる神水・渡鹿両遺跡はいずれも比高差5m以内の台地の下位面に位置している(大分県考古学会2000)。渡鹿遺跡が先行し、不整形の官衙域を持つものに対して、後行する神水遺跡は方形と考えられており、施設として整って来ている様子がうかがえようである。

(3) 県内の郡衙などの推定地

本県で郡衙などと推定されている遺跡は6か所である。

① 西ノ平遺跡⁴⁾(川内市:薩摩郡衙想定地)

10mの比高差を持つ段丘上に位置し、不整形の官衙域をもつ。隈之城の平野部を見下ろす位置にあり、西側は谷の入り込んだ山地へと続いている。かつて、中世前半にはこの地にあった平礼石寺が修理され、薩摩郡司の居住していたことが古文書などからうかがえる。古代における避石郷と考えられている。この読みは「ヒラレイシ」であり、これがそのまま中世に引き継がれて平礼(嶺)石とされたと考えられている。

② 小中原遺跡⁵⁾(金峰町:阿多郡衙想定地)

周辺は現在でも阿多と呼ばれている地域であり、その意味からも古来、阿多地域の中心地であったことは想像に難くない。南北に広く続く台地上にあり、北側へ若干低くなるものの台地が続いている。現在はその台地を横切って道路が伸びているが、本来は本遺跡を最高所として南北に長く広い台地を官衙域として利用してつくられていたと考えられる。出土品として「阿多」と墨書および刻書された土器が出土している。

国	郡	郷	遺跡名	立地	比高差 m	形状	官道からの位置	備考
薩摩	高城	新多	薩摩国府	段丘上	8	不整形	駅路の東0.2km	薩摩国府
	高城	新多	屋形原	段丘上	10	不整	駅路の東0.5km	初期国府
	薩摩	避石	西ノ平	段丘上	10	不整形	伝路の西1km	薩摩郡衙
	日置	納薩?	袴城跡	低位段丘面	3	不整	伝路の西1km	
	日置	納薩?	安茶ヶ原	台地上	10	方形?	伝路の西1km	
	日置	納薩?	上城・詰城	台地上	10	不整形	伝路の西0.5km	
	日置	納薩?	市ノ原	低位段丘面	10	不整形	伝路の東1km	
	日置	富多?	山ノ脇	低位段丘面	7	不整	伝路の東1km	
	阿多	阿多?	山野原	台地上	10	不整	伝路の西0.5km	
	阿多	阿多	小中原	段丘上	18	方形?	伝路の東1km	阿多郡衙
	阿多	鷹屋	上加世田	段丘上	10	不整	伝路の東0.5km	軍団?
	揖宿	揖宿	橋牟礼川	低位陵末端	3	不整	伝路の西0.5km	揖宿郡衙?
	揖宿	揖宿	敷領	低位段丘面	3	不整	伝路の西1km	
	鹿児島	安薩?	一之宮	低位段丘面	5	方形?	伝路の西1km	鹿児島郡衙
大隅	曾於	阿氣?	大隅国府	段丘上	8	不整	駅路の北1km	大隅国府
	桑原	桑善?	大隅国府	低位段丘面	5	不整	駅路の南0.5km	2次国府?
	桑原	答西	小瀬戸	低位段丘面	3	不整	駅路の南2km	
	桑原	豊国?	山神	丘陵上	20	不整	伝路の東2km	
	桑原	大原?	山崎B	段丘上	15	不整	伝路の南1km	
多福	熊毛	熊毛?	榕城	段丘上	15	不整	湊の東0.7km	多福国府?

鹿児島県の官衙の立地データ

(駅路・伝路は推定)

立地	数	比高差 m	数	形状	数
低丘陵末端	1	0~5	5	正方形	0
丘陵上	1	6~10	10	方形	0
低位段丘面	7	11~20	2	方形?	3
段丘上	8	21~30	0	不整形	4
台地上	2	31~40	0	不整形?	0
		41~	0	不整	13
				不整?	0

第5表 鹿児島県の官衙の立地

城柵	立地	比高差 m	形状	時期	備考
多賀城跡	低丘陵末端	35	不整形	8C前半~10C	陸奥国府
城生遺跡	段丘上	15	方形	8C前半~10C	
名生館遺跡	段丘上	12	不整形		
東山遺跡	低丘陵上	18	不整形	8C前半	
秋田城跡	低丘陵上	22	不整形	8C前半~10C	出羽柵
桃生城跡	高丘陵上	60	不整形	8C中葉~8C後半	
伊治城跡	段丘上	14	不整形		
宮沢遺跡	丘陵末端	22	不整形	?~10C	覚察城?
払田柵跡	独立丘周辺	20	長楕円形	9C末~10C	
胆沢城跡	低位段丘面	2	正方形	9C初頭~10C	鎮守府
志波城跡	低位段丘面	2	正方形	9C初頭	鎮守府
徳丹城跡	低位段丘面	2	正方形	9C前半~10C	
城輪柵跡	沖積微高地	2	正方形	9C前半~11C前半	出羽国府
郡山遺跡	沖積地	2	正方形	7C末~8C初頭	初期陸奥国府
岩船	低丘陵	10	不整形楕円形	7C初頭?	岩舟柵?

城柵の立地データ

立地	城柵数	比高差 m	城柵数	形状	城柵数
沖積地	1	0~5	5	正方形	5
低丘陵	4	6~10	1	方形	1
丘陵	1	11~20	5	不整形	6
低位段丘面	3	21~30	1	不整形角数	1
段丘面	3	31~40	1	長楕円形	1
高丘陵上	1	41~50	0	不整形楕円形	1
独立丘周辺	1	51~60	1		
		61~	0		

第6表 城柵の立地

③ 橋牟礼川遺跡⁶⁾ (指宿市：揖宿郡衙想定地)

「厨」や「真」と書かれた墨書土器が出土していることが主な根拠となっており、そのほかにも官衙的な建物跡などが検出されている。地形は西側のさほど高くない山並みから鹿児島湾に向かって緩やかに下る段丘のほぼ中央部に立地している。

④ 一之宮遺跡⁷⁾ (鹿児島市：鹿児島郡衙想定地)

ここからも「厨」と書かれた墨書土器が出土している。地形としては、東へ開口する低地の東端付近にある周辺よりは幾分高い低位段丘に位置している。この段丘面は北東方向に下って鹿児島湾へとつながっている。

⑤ 小瀬戸遺跡⁸⁾ (始良町：桑原郡内の郷家想定地)

桑原郡の域内であるが、郡内における位置関係などから桑原郡衙とは考えにくいことから、可能性としては郷家などが考えられよう。西側にある中世の山城である建昌城がある台地から東に伸びた稜線が緩やかとなる低位の段丘に位置し、遺跡のすぐ東と西は急激に段落ちしており、南側へは緩やかに下った後に、割合に広く安定した低段丘へとつながっている。低位段丘の幅の狭くなる寸前の比較的高い場所を選定してつくられているようである。緑釉陶器や墨書土器が出土している。

⑥ 山神遺跡⁹⁾ (溝辺町：桑原郡内の郷家想定地)

ここも桑原郡域であるが、位置関係などから郡衙とは考えられないことから郷家などを想定したほうがよさそうである。溝辺町自体が割合に標高の高い地域であるため、本遺跡も小高い場所にあるといえる。役場などのある麓周辺からすると比高差20mほどある台地上に位置している。昭和25年頃の地形図で見ると、北側に高い山があり、その稜線が十三塚の台地に降り立った場所であり、東西両側には谷が入っているため割合に細い台地の中でも比較的高い場所に展開している様子がうかがえる。際立った遺構は確認されていないものの、墨書土器などが出土している。官衙等で行なわれた釈鄭という行事に関係した文字が書かれていた。

⑦ その他の遺跡

以上述べた6か所の郡衙および郷家などに推定されている遺跡とは別に、多くの遺跡で官衙的な特徴をもつ遺跡が多数確認されているので、そのいくつかを挙げてみたい。

i 梶城跡¹⁰⁾ (串木野市上名)

串木野市街地から冠岳方面を経て樋脇町・入来町へと通行できる交通の要衝であるが、「厨」と書かれた墨書土器などと共に掘立柱建物跡なども検出されており、低位段丘面に立地することなどもあわせると無視できない性格と考えられる。

ii 安茶ヶ原遺跡¹¹⁾ (市来町川上)

串木野市と境をなす八房川の南にある広い台地上に位

置しており、「日置厨」と墨書された須恵器が出土したほか、時期は若干下るものと思われる四面廂をもつ掘立柱建物跡2棟や片廂の建物跡などが検出されている。市来町は近世に港町として栄えたが、本遺跡からはその港を間近に見下ろせることから、古代に津のあったことが考えられるかも知れない。

iii 上城詰城跡¹²⁾ (市来町大里)

段丘上に立地しており、古代の遺物が出土している。検出された掘立柱建物跡の時期が問題となるが、古代であれば官衙的な施設のような性格も考えて然るべきであろう。

iv 市ノ原遺跡¹³⁾ (市来町島内)

南側の東市来町に向かって延びる広大な遺跡であるが、市来町側の第1地点で「厨」と書かれた墨書土器が出土したのを始め、四面廂建物を含む13棟もの掘立柱建物跡が溝によって区画されたような形で検出された。方形の区画溝は安茶ヶ原遺跡でも検出されており、遺物・遺構の類似性の点からも注目されている。遺跡は、北側に広がる島内の水田地帯を見下ろすような台地からは南側に一段下がった低位段丘面に位置している。永山修一氏が指摘されている伝使路と考えられる古くからの道を見下ろす場所にあることから、さまざまな性格が考えられる遺跡と位置付けられている。

v 山ノ脇遺跡¹⁴⁾ (伊集院郡)

中世の遺構・遺物が確認されている。南に段を有する低位段丘上のほぼ中央の安定した場所に位置している。四面廂建物なども中世に位置付けられているが、所在する地域が郡(こおり)という地名であることなどから、これに先行する官衙的な性格をもつ遺構・遺跡が近隣に所在している可能性が考えられ、注目すべき地域である。

vi 山野原遺跡¹⁵⁾ (金峰町尾下)

阿多郡衙と推定される小中原遺跡とは広い水田地帯をはさんで北側の台地上にある。幾棟もの掘立柱建物跡が確認されている。遺物に卜占をうかがわせるような墨書土器もあり、官衙的な性格が取り沙汰されている。

vii 上加世田遺跡¹⁶⁾ (加世田市川畑)

加世田川の湾曲した流れを天然の堀とするような場所の高台の段丘上に位置しており、「久米」と書かれた墨書土器が出土していることから、郷家よりも軍団が置かれていた可能性が高いと考えられている。

viii 敷領遺跡¹⁷⁾ (指宿市十町)

橋牟礼川遺跡と同様、西からの低位段丘面のほぼ中央に位置する。墨書土器のほか、亀占に使用されたと考えられる鉄製の板が発見されており、一般庶民がもてるものとは考えられないことなどから官衙的な性格を有する遺跡ではないかと考えられている。

ix 山崎B遺跡¹⁸⁾ (栗野町山崎)

市街地を見下ろす段丘に位置しており、墨書土器や道の跡ではないかと考えられる中世ごろの遺構も検出されており、興味のもたれる場所である。

3 城柵の立地

役所の中で、国府や郡衙とは趣を異にするものに城柵がある。特に東北地方を律令制の下に置こうとした最先鋒の役所として位置付けられる城柵についてのみ立地をみることにする。

第6表は城柵の一覧およびそのデータである¹⁹⁾。立地としては低丘陵が4か所と最も多く、次いで低位段丘面と段丘上が3か所ずつ、それ以外は1か所ずつである。このことにも郡衙と類似した地形への立地がうかがえるように思われる。比高差も微細な差と小さな差が5か所ずつの同数、それ以外はいずれも1か所ずつとなっている。基本的に中小程度の比高差がほとんどであるといつてよい。低位の地形に立地する城柵の姿が見えてくる。

城柵の形状としては不整形が最も多く6か所を数え、それに方形の5か所が続く。それ以外は1か所ずつであることから、方形を規範とした城柵の形状がとらえられるように思われる。

こうしたことから考えてみると、城柵といえども律令政府(国家)の統一的な、あるいは規範をもった政策によって築かれたものである、ということが結論として導きだせるように思うのである。一般庶民からは遊離、あるいは幾分隔離して、低丘陵や段丘上に立地する方形を大まかな理想的な形とした役所を設け、国家の意向に基づいて諸政策を推し進めて行く、といったことになりそうである。

ところで、本県では史書に残る柵は確認されていない。後に薩摩国府が置かれた高城の地が、高い城の設けられたところであるという説や、史書に残る「(三野・)稲積の二城を修築せしむ」という記載こそ大隅国府であるとする説があるほか、「国内の要害の地に柵を建てて戍を置きて之れを守らんと」とする702年の薩摩国司からの申し出があり、許されていることから、薩摩国の広い範囲にある程度の数の柵が設けられたことが考えられる。この多数の柵は、今もって判明していないのである。

薩摩国には、あるいは大隅国を含めて城あるいは柵が設けられたことは事実なのである。それでは、なぜその所在がわからないのだろうか。一つの考え方として、前述したような説、つまり薩摩・大隅両国府にそのまま引き継がれた、というものである。郡名の高城から、薩摩国府についてはそう考えることに無理はないといえる。しかし、大隅国府についてもそういえるだろうか。

疑問の一つが国府所在郡の問題である。国府の所在地は国分市の府中に比定され、域内に守公神社も所在すること

からほとんど異議を唱える人はいないと考えられる。そうであれば郡名は曾於郡ということになる。律令政府が隼人を支配下に置いた際、国府は曾君のかつての中枢に置かれたという考え方に基づけば、国府は曾於郡所在ということになり、何ら無理は生じないのである。然るに699年の記録に残る柵の置かれた場所は、一般的には桑原郡なのである。国府所在郡の移動はよくいわれることであるが、それにしても最初の大隅国府は曾君の本拠地であった曾於郡に置かれたことはおそらく動かすことのできない事実であろう。そうすると、桑原郡に置かれたという柵は、現在国分市府中にある国府に移行したものと異なるものとなり、現在の隼人町以西の桑原郡内にあったものとするのがよいのではないだろうか。とにかく難しい問題である。

また、720年には大隅国守陽侯史麻呂が殺害されたのを承けて、大伴旅人を征隼人持節大將軍として隼人の征討が長期間にわたって行なわれる(宇治谷1992)。これに関連しても城あるいは柵が設けられたと考えられる。また、そのような国守殺害といった不穏な空気の流れる中で、国府周辺を警護する確固たる施設も設けられたのではないか。もちろん、大隅国が成立した後、714年に豊前国の民2000戸を移住させており、それは柵戸と考えられることからその移住地がすなわち柵そのものであった可能性もきわめて高い。また、薩摩国へも同様に肥後国から2000戸の民が移されており、柵戸と考えられている。そうすると、薩摩大隅の両国には柵が設けられていたことになるのではないか。

薩摩・大隅両国に柵が設けられたとすると、どのような場所が考えられるだろうか。それに対する答えとまではいえないものの、考え方といったようなものがこれまで述べてきた国府や郡衙、東北地方の城柵の立地にあるのではないかとと思われるのである。つまり、これらの立地の条件を本県に当てはめてみることで、解明の手がかりが得られるのではないかとということである。

4 本県の地形の特色

本県は地質的に他の地域とは決定的に異なった特色があり、また、そのことで地形的にも他と異なった特色をもっているのである。それは、火山地帯であることによりシラスをはじめとする火山灰で厚くおおわれた土地で、それらは基本的に水稻栽培には不向きな土地であるということである。それに加えて、亜熱帯から温帯にかけての温暖な地域にあることから台風に見舞われることが多く、人的物的に多大な被害を被る地域であることである。

近世になって甘藷栽培が行なわれるようになり、飢饉が減少したとはいえないものの、それ以前は畑地か焼畑などによる雑穀の栽培で細々と生きていくしかなかったのである。

稲作の適地といわれる水田地帯は、現在でも多くはない。ましてや古代には、水田は平野や盆地などの大河川の流域を中心に行なわれていたに過ぎないと考えられるのである。そのために長期間にわたって口分田の配給ができず、律令政治の根幹である班田収授も施行できなかつたのである。

ところで、本県には多くの河川がある。しかし、その規模は概して小さく、大河川といえるのは川内川、肝属川、万之瀬川、天降川、甲突川くらいであろう。したがって、ほとんどの川は規模が小さくて流域面積が狭く、そのために広い水田地帯を形成することができないという意味では貧相な河川としかいえないのである。これらの河川の後背湿地や緩傾斜の沖積地、扇状地の付け根の近辺などで、細々と稲作と向かい合っていたということになる。

それに対して、水田以外で稲作やその他の穀物の栽培を行っていたと考えられる場所は比較的多いといえる。というよりも、そのような場所が本県での耕作適地のほとんどであるということである。それは、台地であり、山である。台地は畑作の適地であり、山は焼畑農耕の適地といえよう。生産性は水田農耕に比べるとはるかに劣るとはいうものの、穀類を主とする耕作適地には違いない。望むと望まざるとにかかわらず、高い生産性の望まれない地域に生まれた者の宿命として、そのような土地で地道に農耕を行なって生きて行かざるをえなかつたのである。

それではこのような環境下の本県にあって、律令政府はどのような場所に郡衙や郷家を設置したのだろうか。生産性の豊かな場所を押さえないとする意識は当然にあったであろうが、それではそのような場所、すなわち水田地帯そのものに役所を設けたであろうか。重要な生産の場はその目的のために活用し、それに比較して生産性の劣る場所を選定するというのが、一般的な考え方はなかつただろうか。そうすると、そのような生産性豊かな場所に近く、大水が出て冠水することのない、一段高いところに占地していたのではないだろうか。つまり、これまで述べて来たような低位段丘、段丘、低丘陵といった地形の場所がこれらの立地として可能性が高いということになる。

そこで本県の地形を改めて見てみると、多くの大小の河川があることから河岸性の段丘があり、周囲を海に囲まれていることから海岸性の段丘も多く見られる。また、シラス台地もほとんど県下全域に広がっていることから、台地あるいは台地下部も多く分布している。このような場所が役所の立地に適していると考えられる。

5 本県の特殊な地名

ところで、本県で山間あるいは海岸に面した地域で、それまでの山が迫った地形が急に平地が開けるような場所

に中福良という地名の付いた場所がある(繁昌 2000)。薩摩半島を中心とはするものの、大隅半島にも見られるのである。そのような場所は、大規模とはいえないような平野や盆地、谷水田などに面している地域の中にあつて、水田が広がる場所からは一段高くなつた場所で、地形的には低位段丘や低丘陵といったような場所といえるであろう。そうすると、郡衙・城柵などが置かれる可能性のある場所と類似していると言えないだろうか。薩摩国薩摩郡衙と推定されている川内市の西ノ平遺跡の所在地は中福良である。また、伊集院町の山ノ脇遺跡の所在地も同様に中福良である。

山ノ脇遺跡が所在する地域は郡(こおり)という地名をもっている。中福良が割合に狭い範囲を言うのに対して、郡はそれよりも広域な地名である。この郡地名は、また、特殊な地名なのである。第8表に挙げたように、全国に分布する郡の付く地名のなかに、それがそのまま郡衙の所在地であつたことを表す例が極めて多いのである(奈文研埋文センター2000)。第9表は本県における郡地名の所在地である(繁昌 2000)。もちろんこれらすべてが郡衙の所在地ということとは言えないが、全国的な例を参考にすればあながち完全な過ちとも言えないのではなからうか。つまり、郡衙の探索には郡の付く地名も参考になるということである。郡地名のある場所を地形的に見てみると、河川を前に開けたところで、低位段丘や低丘陵に多く所在することがわかる。このような地形の場所こそ郡衙の立地する場所としてふさわしいのではないかと考えられるのである。

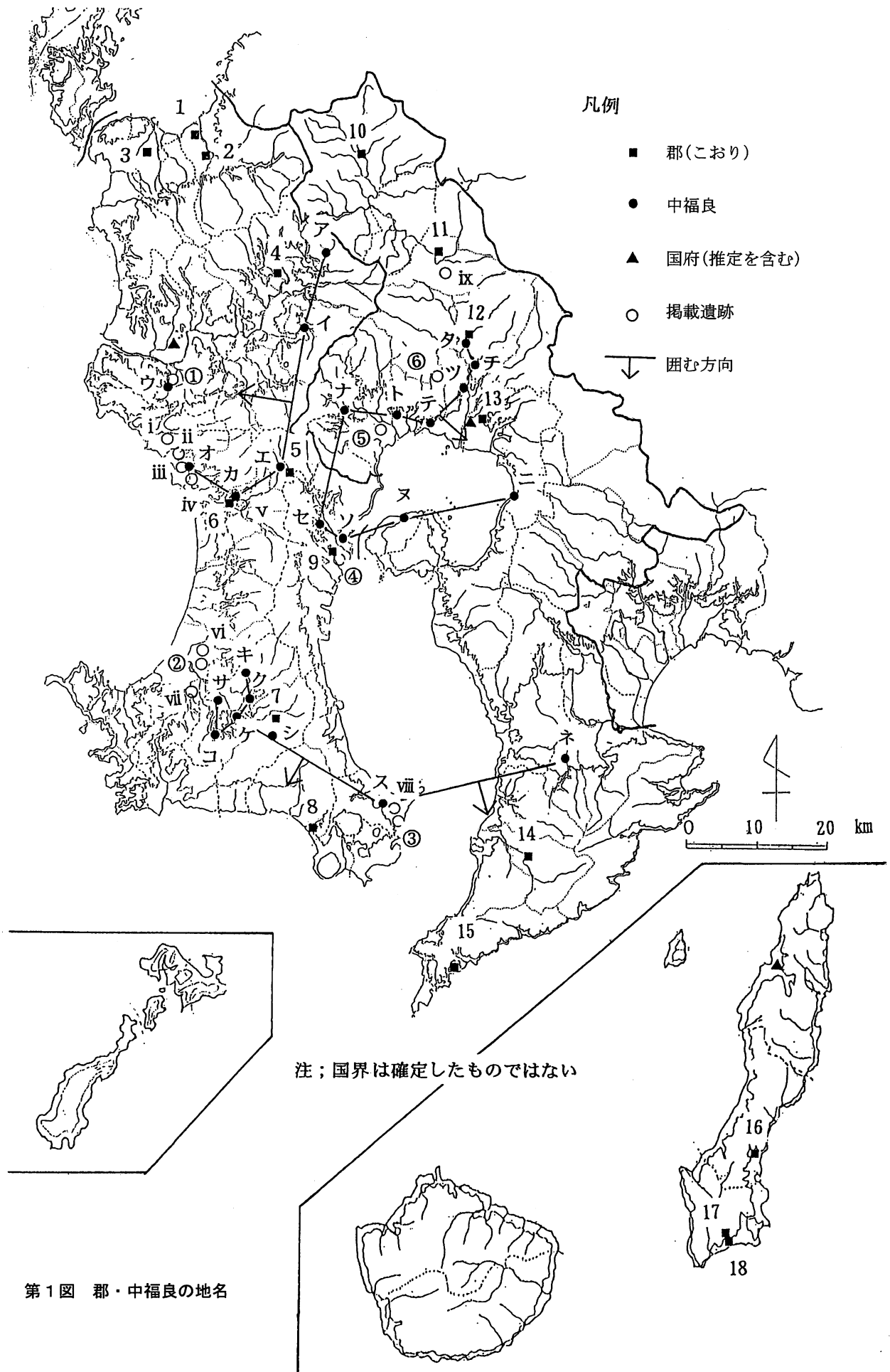
ここで中福良の分布を見てみることにする²⁰⁾。大隅国にも少しはあるものの薩摩国に多く分布している。さらに薩摩国の中でもいわゆる「隼人十一郷」に限定されており、高城郡・出水郡といった律令政権が建てた郡には見られないという事実がある。さらに、いずれも交通の要衝に位置しているという事実である。特に現在の始良郡(旧桑原郡)域のそれは北と西にほぼ直線的に位置している。また、鹿児島郡と日置郡域とを結ぶそれも、北西に向けてほぼ一直線である。また、特に集中する地域として河辺郡域、中でも現在の川辺町に著しい集中が見られることである。最後に、いくつかの地域を取り囲むように分布しているように見えることである。第1のエリアは川内川南部の薩摩郡を取り囲むもので、現在の市来町・伊集院町・郡山町・蒲生町・祁答院町・薩摩町のそれによって囲まれる。第2のエリアは穎娃郡を取り囲むもので、現川辺町・知覧町・指宿市のそれによって囲まれる。第3のエリアは曾於郡を取り囲む

都道府県名	遺跡名	字名等	(推定)郡衙名	備考
宮城	仙台郡山	郡山	名取郡衙?	
"	鹿島山	郡山	刈田郡衙関連	
"	角田郡山	郡山	伊具郡衙	
"	三十三間堂	下郡	亙理郡衙	
山形	郡山	郡山	村山郡衙	
"	沢口	郡山	置賜郡衙?	
"	矢ノ目館	郡山	置賜郡衙?	
"	清水台	郡山市	安積郡衙	
"	咲田	郡山市	安積郡衙?	
"	郡	郡	菊多郡衙	
"	郡山台	郡山台	安達郡衙	
"	郡山	郡山	会津郡衙	
"	郡山五番	郡山	標葉郡衙	
茨城	古郡	古郡	新治郡衙	
千葉	郡本	郡本	市原郡衙?	
静岡	郡	郡	益頭郡衙	
三重	下郡	下郡	伊勢郡衙?	
"	郡山遺跡群	郡山町	奄芸郡衙関連集落	
滋賀	大郡	大郡	神崎郡衙?	
大阪	郡	郡	嶋下郡衙?	
"	郡津	郡津	交野郡衙?	
兵庫	郡家	郡家	兔原郡衙?	
奈良	郡山城	大和郡山市	添下郡衙?	
鳥取	万代寺	郡家町	八上郡衙	
"	会下郡家	郡家	気多郡大坂郷家?	
"	馬郡	馬郡	奈和駅家?	
岡山	郡	郡	真島郡衙関連	
"	中島	郡家町	品治駅家	
香川	郡家原	郡家町	鵜足郡衙関係官衙?	
福岡	小郡	小郡	御原郡衙	
大分	下郡	下郡	大分郡衙?	

第7表 郡および郡のつく遺跡と字名、郡衙等との関係

郡地名				中福良地区			
番号	郡名	所在地	地名	番号	郡名	所在地	地名
1	出水	出水市下知識	下郡山	1	高城	薩摩郡薩摩町求名	上・下中福良
2	"	" 上知識	郡山	2	薩摩	" 祁答院町上手	中福良
3	"	出水郡野田町下名	中郡	3	"	川内市隈之城町	中福良
4	高城	薩摩郡鶴田町柏原	郡山	4	日置	日置郡郡山町郡山	中福良
5	日置	日置郡郡山町	郡山	5	"	" 市来町大里	中福良
6	"	" 伊集院町郡	郡	6	"	" 伊集院町郡	中福良
7	河辺	川辺郡知覧町郡	郡	7	河辺	川辺郡川辺町神殿	中福良
8	顛娃	揖宿郡顛娃町郡	郡	8	"	" " 両添	中福良
9	鹿児島	鹿児島市郡元	郡元	9	"	" " 宮	中福良
10	菱刈	大口市太田	郡山	10	"	" " 上山田	中福良
11	桑原	始良郡栗野町北方	上郡ほか	11	"	" " 田部田	中福良
12	"	" 牧園町三体堂	中郡	12	"	" 知覧町永里	中福良
13	曾於	国分市郡田	郡田	13	揖宿	指宿市西方	中福良
14	肝属	肝属郡田代町麓	郡	14	鹿児島	鹿児島市小野町	中福良
15	"	" 佐多町郡	郡	15	"	" 西千石町	中福良
16	熊毛	熊毛郡中種子町油久	郡園	16	"	桜島町西道	古河良
17	"	" 南種子町中之下	郡原	17	桑原	始良郡牧園町万膳	中福良
18	"	"	郡川	18	"	" " 三体堂	中福良
				19	"	" 隼人町嘉例川	中福良
				20	"	" " 小田	中福良
				21	"	" 加治木町木田	中福良
				22	"	" 蒲生町久未	中福良
				23	曾於	" 福山町福山	中福良
				24	大隅	肝属郡吾平町上名	中福良

第9表 郡地名と中福良地名



第1図 郡・中福良の地名

市町村名	神社名	社格 級	市町村名	神社名	社格 級	市町村名	神社名	社格 級
出水市	加紫久利	3級	山川町	熊野	2級	霧島町	霧島神宮	別格
"	箱崎八幡	2	指宿市	揖宿	1	"	七社	5級
高尾野町	紫尾	2	喜入町	宮坂	4	"	飯富	6
野田町	熊野	4	鹿児島市	伊佐智佐	4	福山町	飯富	5
阿久根市	伊勢	6	"	荒田	1	"	宮浦	5
"	枚聞	5	"	一之宮	1	財部町	日光	2
川内市	射勝	6	"	建部	3	末吉町	住吉	2
"	高城	5	"	鹿児島	2	"	檜	4
"	新田	別格	"	伊邇色	5	大隅町	岩川八幡	2
東郷町	菅原	4	大口市	郡山八幡	4	"	投谷八幡	5
宮之城町	飯富	5	"	荒瀬	5	松山町	松山	5
鶴田町	紫尾	3	菱刈町	水天	4	輝北町	太玉	5
"	稲富	5	"	湯之尾	5	志布志町	山宮	2
薩摩町	稲富	5	吉松町	箱崎八幡		"	安楽	6
祁答院町	大楠	5	栗野町	勝栗	5	有明町	熊野	5
入来町	大宮	5	"	大神	6	大崎町	照日	5
樋脇町	一之宮	5	横川町	安良	4	"	都萬	4
川内市	向田	4	溝辺町	前玉	4	東串良町	大塚	4
"	白羽日雷	5	"	飯富	6	串良町	十五社	5
"	志奈尾	5	"	鷹屋	5	"	万八千	5
串木野市	照島	3	牧園町	大平八幡	5	垂水町	居世	5
"	羽島崎	4	"	飯富	5	"	菅原	4
市来町	市来	6	"	伊邪那岐	6	"	鹿児島(下宮)	6
東市来町	稲荷	4	"	和氣	7	鹿屋町	中津	4
郡山町	智賀尾	6	隼人町	鹿児島	別格	"	高千穂	4
"	一之宮	6	"	蛭児	5	"	七狩長田貫	3
伊集院町	九玉	6	"	飯富	5	"	波之上	5
日吉町	日置八幡	5	"	早鈴	5	"	岩戸	4
松元町	大鳥	6	"	鑰島	6	高山町	四十九所	3
吹上町	大汝牟遲	2	加治木町	菅原	5	吾平町	八幡	5
金峰町	多布施	4	"	春日	5	"	鶴戸	4
"	高良	5	始良町	鍋倉八幡	5	大根占町	河上	4
"	金峰	3	"	黒島	4	"	旗山	5
加世田市	竹屋	5	"	老神	6	根占町	若宮	5
"	天御中主	5	蒲生町	蒲生八幡	3	"	諏訪	5
大浦町	一	一	"	飯富	5	田代町	北尾	4
笠沙町	野間	1	"	阿良波須	5	内之浦町	高屋	4
坊津町	九玉	4	吉田町	正八幡	6	佐多町	稲牟礼	4
枕崎市	南方	1	桜島町	三柱	5	"	御崎	4
川辺町	飯倉	1	国分市	止上	3	西之表市	風本	5
"	竹屋	4	"	韓国宇豆峯	2	中種子町	熊野	1
知覧町	豊玉姫	1	"	大穴持	3	南種子町	宝満	5
穎娃町	大野岳	2	"	天御中主	4	"	八幡	6
"	射楯兵主	5	"	劍	4	上屋久町	益救	3
開聞町	枚聞	別格	"	祓戸	5	屋久町	益救	7

第8表 主要な神社と社格

は、順に薩摩郡、顛娃郡、曾於郡、肝属郡ということになる。これは、図らずも古代の薩摩・大隅両国成立前後の本地域での実力者、豪族の所在する場所といえるのではない。中福良地名がどの時代まで遡るのか不明としか言いようはないが、もし古代ぐらいまで遡るものであるならば、これらの本地域における実力者、豪族を取り囲むものといえるかもしれない。そうであれば、第1のエリアは薩摩君を、第2のエリアは衣君を、第3のエリアは曾君を、そして第4のエリアは肝属氏あるいは禰覆氏を包囲するものと考えられる可能性があるのではないだろうか。なお、薩摩君と曾君については、それぞれ肥後地域からは肥君が、また日向地域からは諸縣君が睨みをきかせていたと考えられる。

こうして見た場合、この中福良という地名をもつ場所は柵の置かれていた地域である可能性が出てくるのではないかと考えられるのである。前述したように城柵が立地する地形としては、東北地方のその立地と比べても遜色はないように思われることから、この中福良の地形の場所を対準人対策の拠点として柵を設けたのではないかと考えられるのである。

地名を考えるに際しては、その拠ってきた経緯と発生した時代とを明確にすることが望ましいことは当然ではあるが、すべての地名でそれが可能とはとても考えられない。ここに地名研究の難しさがあるわけであるが、発生した時代がわからない以上、想像をはたかせる以外に道はないのではない。したがって、ここでは地名として残っている中福良という場所に柵が築かれた可能性があると考えられる、ということとどめておきたい。

なお、薩摩郡域の中に中福良が、また、顛娃郡域および曾於郡域の中に郡がそれぞれ地名として残っているが、これについてはそれぞれ薩摩君、衣君、曾君を押さえた後に支配の拠点を設置したと考えられるのではない。また、多数の中福良地名の場所に所在していた可能性のある柵については、その後はほとんど立地のよさから郡衙あるいは郷家に移行したと考えられる。川辺地域のそれは、1、2か所を除いて遺棄されたと考えられる。

6 郡・郷の比定

地形や地名等によって郡衙や郷家に迫っているが、これだけではやはり決定的なものとはなり難い。そこで、それぞれの地域で中心的な祭礼の場として位置付けられる神社の位置について調べることにより、郡や郷の所在する地域・広がりといったものを想定することにしたい。

神社は、仏教が伝わる以前に、古来から日本人が自然をその主対象として信仰してきた施設といえるであろう。本県でも大は鹿児島神宮・霧島神宮から小は忘れ去られてい

る路傍のほこらまで多数存在する。それらのほとんどに神社の社格といったものがあり、別格から1級、2級…7級くらいまで表示されるようである（鹿児島県神道青年会1995）。ある地域を見た場合、やはり社格の高い神社ほどその地域の中心となる、主要な神社と言えると考えられるのである。

そのようにして、地形、地名、神社といった要素を総合的に勘案して作成したのが郡郷の比定（案）である。

ここで問題となるのが和名抄の記載順序であろう。それぞれの郡は北から順に南に向かって記載してある。薩摩国では出水郡から海沿いに河辺郡・顛娃郡まで記載した後、鹿児島湾沿いに北上して鹿児島郡で終わる。大隅国は菱刈郡から南に下って肝属郡までを記載し、その後、海を渡って馭謀郡・熊毛郡で終わっている。このように、郡の記載は割合に単純で規則的なものとなっている。それに対して郷の記載順には明確な規則はないもののように思われて来た。しかし、ある程度確実と考えられる郷をその順序のなかに当てはめてみると、ある程度の規則性をもって並べてある可能性があることに気付かされるのである。

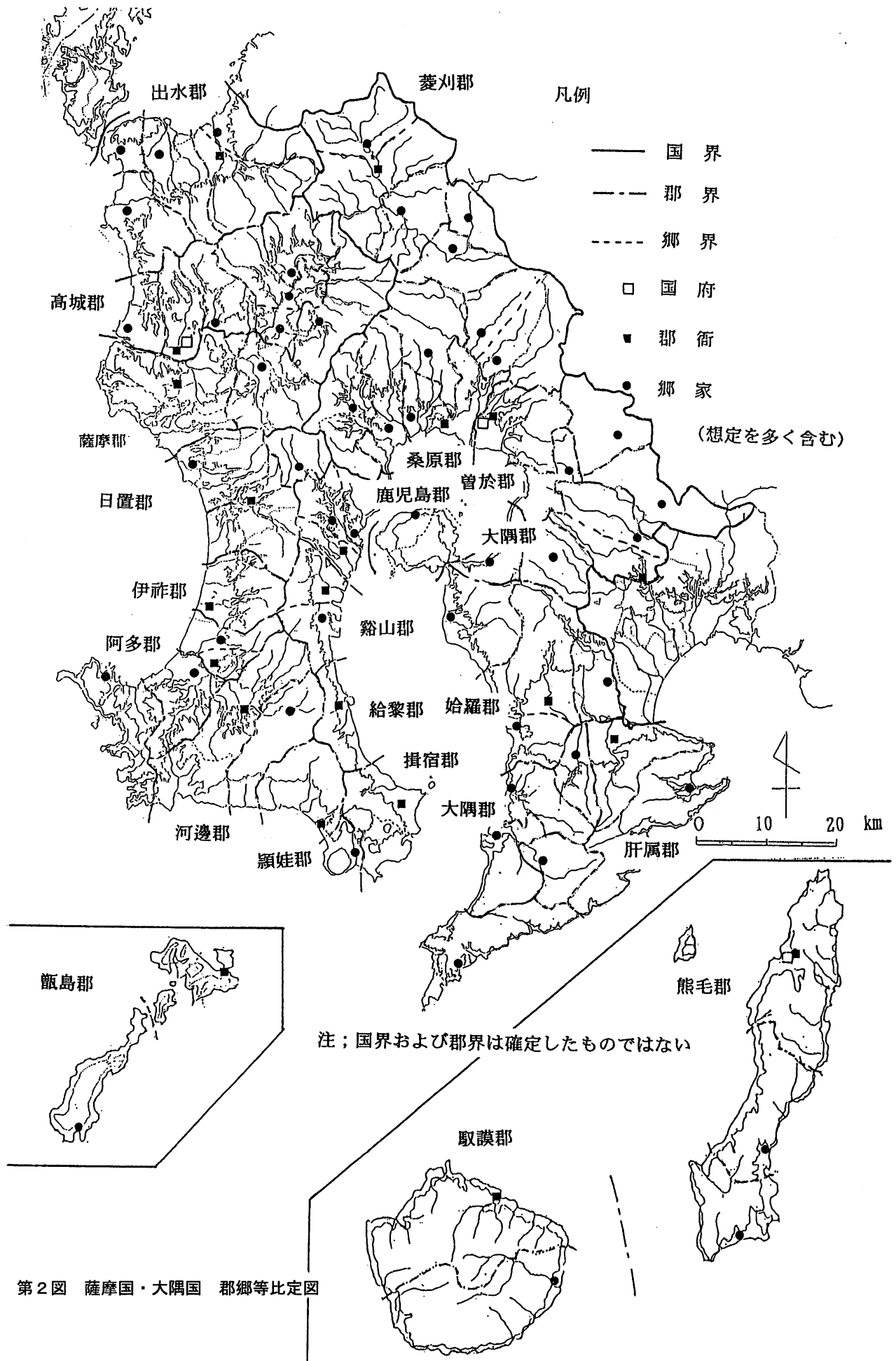
薩摩国のうち、出水郡では山内郷が野田町に山内寺跡のあること（野田町郷土誌編さん委員会2003）から野田町・高尾野町に、勢度郷がセトの音から黒の瀬戸のある阿久根市の北部に、借家郷がカシの音の通じる加紫久利神社のある米ノ津、それに郡衙所在郡と考えられる大家郷が出水市の中心部周辺に、さらには国形郷が瀧地名の残ることから阿久根市の南部にそれぞれ概略位置付けることが可能と考えられる²¹⁾ことから、郡の中央部から北西に行ったのちに右回りに記載されていると思われる。高城郡では、合志郷が鶴田町神子と音が通じることから鶴田町に（鶴田町郷土誌編纂委員会）、宇土郷が川内市の西側に宇都名が残ることから川内市北側（川内川以北のこと）の西部に、新田郷が新田神社が所在することから川内市北側の東部に、託萬郷が東郷町に宅満廃寺の所在することから東郷町に、それぞれ位置付けることが可能と考えられることから、最初は東から西へ3郷を載せた後、西から東に向けて残りの3郷が記載されていると推定される。

薩摩郡では、避石郷が川内市南側（川内川以南のこと）の旧平礼石郷のあった隈之城・平佐地域に（鹿児島県教育委員会1983）、日置郷がヒの音の通じることから樋脇町および入来町に、それぞれ位置付けることが可能と考えられることから、西の端から右回りに記載されていると考えられる。甌島郡では、中心地は本土に距離的にも近い北部にあったと考えられることから南から北に記載されていると推定される。

日置郡では、富多郷がオホタと読めることから大田地名のある伊集院町を中心に隣接する松元町・日吉町に、納薩

郡名	郷名	郷域	郷家の所在地	根拠等		
出水	山内	高尾野町・野田町	野田町郡	野田に山内寺あり		
		阿久根市北部	阿久根市脇本	黒之瀬戸に臨む		
高城	借家	出水市北部	出水市米ノ津	加紫久利神社あり		
		出水市中・南部	出水市表郷	箱崎八幡神社あり		
		阿久根市中・南部	阿久根市北山	枚間神社あり		
		合志	鶴田町郡	神子を合志郷からの移住地と推定		
		飽多	宮之城町北部	稲富神社あり		
		木土	宮之城町南部	交通の要衝		
		新田	川内市北側西部	川内市網津	国府の湊、網津	
		託萬	川内市北側中・東部	川内市中郷	新田神社あり	
		薩摩	避石	東郷町	東郷町斧淵	詫麻寺跡あり
				川内市南側	川内市隈之城町中福良	平礼石寺跡あり(避石郷…郡衙推定)
甌島	幡置	祁答院町・薩摩町	祁答院町中福良	大楠神社あり		
		樋脇町・入来町	樋脇町市比野	一之宮神社あり		
日置	富納	甌島南部	下甌村手打	甌島南部の中心部		
		甌島北部	里村里	甌島北部の中心部		
伊阿多	利納	伊集院・松元・日吉町	伊集院町郡・中福良	九五神社あり		
		市来町・東市来町・串木野市	市来町中福良	市来神社あり 津あり		
河辺	川上	郡山町	郡山町中福良	智賀尾神社あり		
		吹上町	吹上町伊作	大汝牟遲神社あり		
穎娃	穎娃	加世田市	加世田市地頭所	竹屋神社あり		
		金峰町北部	金峰町田布施	田布施神社あり		
揖給谿	田水	大浦・笠沙・坊津町	笠沙町野間	野間神社あり		
		金峰町南部	金峰町阿多	“阿多”墨・刻書出土		
宿黎山	給黎	知覧町	知覧町郡	豊玉姫神社あり		
		川辺町・枕崎市	川辺町官中福良	南方神社あり		
鹿児島	久佐	開闢町	開闢町十町	枚間神社あり		
		穎娃町	穎娃町郡	大野岳神社あり		
鹿児島	萬次	指宿市・山川町	指宿市中福良	揖宿神社あり		
		喜入町	喜入町中名	宮坂神社あり		
鹿児島	安薩	鹿児島市南部北側	鹿児島市上福元	旧谷山の中心		
		鹿児島市南部南側	鹿児島市下福元	伊佐智佐神社あり		
鹿児島	都安	鹿児島市北部	鹿児島市千石町中福良	旧中福良		
		鹿児島市中	鹿児島市小野中福良	旧中福良 伊邇色神社あり		
鹿児島	薩	鹿児島市南部	鹿児島市郡元	一之宮神社あり		
		羽野	吉松町中津川	筒羽野として地名残存		
桑原	大菱	大口市北部	大口市山野小木原	地名として残存		
		大口市中・南部	大口市大田郡山	郡山八幡神社あり		
曾於	葛志	菱刈町	菱刈町前日本町	荒瀬神社あり		
		栗野町	栗野町北方中郡	勝栗神社あり		
始羅	野裏	牧園町西部	牧園町三体堂中福良	飯富神社あり		
		溝辺町・横川町	溝辺町有川	安良神社あり		
大隅	大隅	始良町	始良町帖佐	鍋倉八幡神社あり		
		蒲生町	蒲生町久徳	蒲生八幡神社あり		
肝属	阿刀	加治木町	加治木町木田中福良	春日神社あり		
		隼人町	隼人町真孝	鹿児島神社あり		
大隅	大隅	牧園町東部・霧島町	牧園町上中津川中福良	伊那那岐神社・霧島神宮あり		
		福山町	福山町佳例川	飯富神社あり		
大隅	大隅	桜島町・鹿児島市	桜島町西道古河良	三柱神社あり		
		国分市	国分市郡田	止上神社あり(国府は府中)		
大隅	大隅	財部町	財部町下財部	日光神社あり		
		末吉町	末吉町住吉	住吉神社・楳神社あり		
大隅	大隅	鹿屋市南部	鹿屋市野里	岩戸神社あり		
		串良町	串良町有里	万八千神社あり		
大隅	大隅	鹿屋市中・北部	鹿屋市田崎	七狩長田貫神社あり		
		垂水市南部	垂水市本城	鹿児島神社あり		
大隅	大隅	大隅町北部	大隅町中之内			
		大隅町南部	大隅町岩川	岩川八幡神社あり		
大隅	大隅	輝北町	輝北町市成	太玉神社あり		
		吾平町	吾平町上名	鷗戸神社あり		
大隅	大隅	根占町	根占町川北	若宮神社あり		
		大根占町	大根占町城元	河上神社あり		
大隅	大隅	垂水市北部	垂水市二川	菅原神社あり		
		高山町	高山町新富	四十九所神社あり		
大隅	大隅	内之浦町	内之浦町北方	稲牟礼神社あり		
		田代町	田代町郡	高屋神社あり		
大隅	大隅	佐多町	佐多町郡	北尾神社あり		
		上屋久町	上屋久町宮之浦	屋久島神社あり		
大隅	大隅	屋久町	屋久町安房	種子島渡船		
		西之表市	西之表市榕城	鹿児島渡船(多福国府)		
大隅	大隅	中種子町	中種子町油久・熊野	水田地帯		
		南種子町	南種子町葦永	宝満神社あり		

第10表 郡・郷の比定(案)



郷がサトの音に通じることから大里地名のある市来町と長里地名のある東市来町に、合良郷が山間にあつていくつかの河川が合流する郡山町にそれぞれ位置付けることが可能と考えられることから、中心部から北西に行ったのちに右回りに記載されていると推定される。

阿多郡では、鷹屋郷が加世田市に竹屋神社の所在することから加世田市に、田水郷が広大な水田地帯をもつことから金峰町の北部に、葛例郷が水田が狭くカレた印象をもたせることから大浦町・笠沙町・坊津町に、阿多郷が現在も阿多地名の残る金峰町南部にそれぞれ位置付けられることから、南から北の端さらに南の端にきて最後に中心部という記載順序であると推定される。河辺郡では、川上郷が文字通り川の上流ということで知覧町に、稲積郷が実り豊かな広大な水田地帯ということで川辺町および枕崎市に、それぞれ位置付けられることから、東から西へと記載されていると推定され、頼娃郡では現在の町の位置関係から、東から西へと記載されていることは明白であろう。

谿山郡では、谷山郷が旧谷山地域の中心地であった北部に、久佐郷がクサの音に通じることから草野地名の残る旧谷山地域の南部にそれぞれ位置付けられることから、北から南へと記載されている。鹿児島郡では、都萬郷がツマの音をもつことから端の意味があると考えて鹿児島市の北部に、安薩郷が郡衙の所在地と推定して郡地名のある鹿児島市の南部にそれぞれ位置付けられることから、北から南へと記載されていると考えられる。

大隅国のうち、菱刈郡では羽野郷がツツハノの地域名に音が残ることから吉松町に、山野郷はそのまま地域名として残る大口市北部に、大水郷は豊かな川内川にあふれる様を表しているとして大口市の中央部および南部に²²⁾、菱刈はそのまま地名として残ることから菱刈町にそれぞれ位置付けられることから、北東部から東回りに記載されていると考えられる。

桑原郡では、大原郷が広大な原野の広がる栗野町に、大分郷・豊国郷・仲川郷が豊前・豊後の民の移配された地域と推定して牧園町・溝辺町・横川町・霧島町の広大な範囲に、答西郷がトウサと読んで音の類似によって帖佐に当て始良町に、稲積郷が水田地帯と見て蒲生町・吉田町に、廣田郷も同様に水田地帯としてもより広い加治木町に、桑善郷を郡衙所在地として隼人町にそれぞれ位置付けられると推定されることから、北から南へ3郷を記載したのちに西を山手に行き、その後海側へ向けて左回りで記載されていると考えられる。

曾於郡では、葛例郷がカレという音に読めることから佳例川という地名の残る福山町に、志摩郷はその読みから桜島に、阿氣郷か方後郷を郡衙所在地とし、人野郷は大隅郡の人野郷と接すると見て、北の端から南の端に行き、その

後は中心部から東に向へと記載されていると考えられる。

始羅郡では、野裏郷が野里地名の残ることから鹿屋市の南部に、串伎郷がクシの音があることから串良町に、鹿屋郷がそのまま鹿屋市の中心部と北部に、岐刀郷が大隅郡の岐刀郷と接していると見て垂水市の南部に、それぞれ位置付けられることから、南から左回りに記載されていると考えられる。

大隅郡では、人野郷が曾於郡と接するところとして大隅町の北部に、大隅郷が郡衙の所在地と考えて大隅町の南部に、始羅郷がアイラと読んで吾平町に、櫛覆郷がネジメと読んで根占町に、岐刀郷が始羅郡の岐刀郷と接していると見て垂水市の北部に、それぞれ位置付けられると想定して最初に北部の3郷を北から右回りに記載し、次に南部の3郷を右回りに記載、最後に北側の残り1郷を記載していると考えられる。

肝属郡では、桑原郷を郡衙の所在地として高山町に、川上郷が本地域全体を眺めて見て川の上流に位置するとして田代町にそれぞれ位置付けられると推定できることから、北から順に右回りで記載されていると考えられる。

馭謨郡と熊毛郡では、それぞれ北から順に南側へと記載されていると考えられる。

7 まとめ

律令制が施行された時期の古代の官衙について、その立地を見てみると、国府や郡衙、郷家それに城柵といった律令政府(国家)が一般庶民を支配するために、彼らの居住地の近くではあるが彼らが見上げるような一段高くなった段丘や低丘陵などに、方形を規範とするプランを有する聳え立つイメージを抱かせるような近寄りた存在として建物を塙などで覆った一角を形成した。それは、律令によって国家が威信をもって統治するという強力な意志の表れでもある。

全国的に同様な官衙がつくられ、同様な方針で同様な治世が行なわれていた。それは、国府や郡衙、城柵それに現時点ではそれほど明確ではないが、郷家にいたるまで国家としての柱の通った経営がなされていたと考えられるのである。

本県でも薩摩・大隅両国の国府を始めとして郡衙や郷家それに柵などまだ明確な遺構や遺跡として検出されていないものの、他の地域と何ら変わることはない支配体制が採られていたのである。

立地や地名、神社などから郡・郷の比定を試みたが、もちろん完全なものではありえない。現時点までの一応の到達点としてまとめたに過ぎず、今後とも試行錯誤しながら取り組んで行こうと考えている。

【 註 】

- 1 (国立歴史民族博物館 1986) 所載の木下良氏の表を一部改変。
- 2 平成 12 年度発掘調査実施。平成 14 年度整理作業実施。
- 3 (山中敏史 1994) 所載の表を一部改変。
- 4 鹿児島県教育委員会 1983 『成岡・西ノ平・上ノ原遺跡』
鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 (28)
- 5 鹿児島県教育委員会 1991 『小中原遺跡』
鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 (57)
- 6 指宿市教育委員会 1980 『橋牟礼川遺跡』
指宿市埋蔵文化財発掘調査報告書 (3)
- 7 鹿児島市教育委員会 2000 『一之宮遺跡 B 地点』鹿児島市
埋蔵文化財発掘調査報告書 (26)
- 8 鹿児島県教育委員会 1982 『九州縦貫自動車道関係埋蔵文
化財調査報告-X- 小瀬戸遺跡・建馬場遺跡・松木田遺跡』
鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 (19)
- 9 鹿児島県教育委員会 1977 『九州縦貫自動車道関係埋蔵文
化財調査報告-I- 西免遺跡・朽場遺跡・山神遺跡・曲迫
遺跡・桑ノ丸遺跡』鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 (7)
- 10 現在発掘調査中
- 11 現在整理作業中
- 12 市来町教育委員会 2000 『上城詰城跡』市来町埋蔵文化財
発掘調査報告書 (7)
- 13 鹿児島県立埋蔵文化財センター 2003 『市ノ原遺跡 (第 1
地点)』鹿児島県立埋蔵文化財センタ
ー発掘調査報告書 (49)
- 14 鹿児島県立埋蔵文化財センター 2003 『山ノ脇遺跡・石坂
遺跡・西原遺跡』鹿児島県立埋蔵文化
財センター発掘調査報告書 (58)
- 15 金峰町教育委員会 1995 『山野原遺跡』金峰町埋蔵文化財
発掘調査報告書 (7)
- 16 河口貞徳先生古稀記念著作集刊行会 1983 『河口貞徳先生
古稀記念著作集 下巻』
「上加世田遺跡発掘調査概報 1971年 第 4 次」
- 17 指宿市教育委員会 1997 『敷領遺跡』指宿市埋蔵文化財
発掘調査報告書 (25)
- 18 鹿児島県教育委員会 1982 『九州縦貫自動車道関係埋蔵文
化財調査報告-IX- 山崎 B 遺跡』
鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 (18)
- 19 (日本考古学協会 1994) 所載の表を一部改変。
- 20 鹿児島市千石町所在の中福良地名は、鹿児島地名研究会平田
信芳氏の助言による。
- 21 郡郷の比定については(平田信芳 1997) など多くの文献によ
った。
- 22 平田信芳氏は、大水は大口の誤記ではないかとも考えられる
と述べておられる。

【引用文献】

- 池邊彌 1981 『和名類聚抄郡郷里驛名考證』吉川弘文館
- 宇治谷孟訳 1992 『講談社学術文庫 続日本紀(上)』講談社
- 大分県考古学会事務局 2000 公開シンポジウム『古代律令国家
と海部の光芒-中安遺跡の語るもの
-』(資料集)
- 鹿児島県教育委員会 1975 『薩摩国府・国分寺跡』
- 鹿児島県神道青年会 1995 『ふるさとのお社-鹿児島県神社誌
-』創立四十周年記念事業実行委員会
- 工藤雅樹 1989 「城柵と蝦夷」『考古学ライブラリー』51
ニューサイエンス社 など
- 国分郷土誌編さん委員会 1973 『国分郷土誌』
- 国立歴史民俗博物館 1986 『共同研究「古代の国府の研究」』
国立歴史民俗博物館研究報告第10集
- 1989 『共同研究「古代の国府の研究(続)」』
国立歴史民俗博物館研究報告第20集
- 鶴田町郷土誌編纂委員会 1979 『鶴田町郷土誌』
- 中村明蔵 1978 『隼人の楯』学生社
- 奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 2000 『埋蔵文化財
ニュース101 古代地方官衙遺跡関係文献目
録 IV』
- 日本考古学協会 1994 『北日本の考古学 南と北の地域性』
吉川弘文館
- 野田町郷土誌編さん委員会 2003 『野田町郷土誌』
- 繁昌正幸 2000 『郡・中福良・屋地・愛宕 律令期の鹿児島
-復元の試み-』
- 平田信芳 1997 『地名が語る鹿児島の歴史 鹿児島文庫-38』
春苑堂出版
- 山下博 1986 「川内川水運史の研究」『地理研究』第19号(別冊)
- 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房

【用語の定義】

- 平野-海拔が低くて広く平らな野原
- 平地-あたり一帯の起伏が少なく、大体が平らと見られる広い土
地
- 沖積地-流水のために土砂などが積み重なった土地
- 自然堤防-川に沿って河水が運んできた泥、砂、礫などが堆積し
てきた土地
- 丘陵-平地よりも少し高くなった土地
- 段丘-地盤の隆起や水面の降下などによって、河岸、湖岸、海岸
にできた階段状の地形
- 台地-周囲よりも高くなっていて、広く平らな土地
- 金田一春彦・池田弥三郎 1982『国語大辞典』学研および
- 金田一京助ほか 1986『新明解国語辞典』三省堂による